

関係各位

2016年12月29日

ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

重光宏之を重光武雄氏の任意後見人とする任意後見契約の締結
及び重光武雄氏の任意後見監督人選任申請書の提出について

このたび、株式会社ロッテホールディングス（以下、「ロッテホールディングス」）の最大株主である株式会社光潤社の代表取締役である重光宏之は、韓国において、ロッテホールディングス創業者で現名誉会長の重光武雄氏との間で締結した任意後見契約を踏まえ、重光武雄氏の任意後見人としての権限を行使するために、任意後見監督人を選任するための申請書を2016年12月28日付で韓国の家庭法院に提出いたしました（なお、任意後見契約は、任意後見監督人が選任されたときから効力が生じることになります。）ので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 任意後見監督人選任申請の経緯

ロッテグループ創業家内の一部の親族が、重光武雄氏的意思に反して2015年12月に、重光武雄氏に対する成年後見開始の審判を行うことを韓国の家庭法院に請求しました。かかる成年後見開始の審判の請求以降、重光武雄氏は自らの意思に反して成年後見開始の審判が行われることを拒否するという断固たる意思を終始一貫して表明してまいりました。当該請求を受けて、2016年8月に韓国の家庭法院において限定後見開始の審判がなされた後も、重光武雄氏はこの判断を不服として異議を申し立てております。

それにもかかわらず、重光武雄氏のロッテグループでの地位と影響力の排除を目的として、一部の親族は、重光武雄氏の明確な意思を顧みることなく、今もって後見開始の審判の実現を図る試みを続けています。

このたびの申請は、こうした試みを遮断し、重光武雄氏の名誉と尊厳を守るため、重光武雄氏自身がこれまで公に後継者として宣言してきた重光宏之に公式に任意後見人としての権限を付与するための法的措置をとることになったものです。

2. 任意後見監督人選任後の影響

韓国の家庭法院により、任意後見監督人が選任された場合、現在進められている限定後見開始の審判に関する手続は終了する見通しです。また、このたびの申請により、家庭法院において任意後見監督人が選任されると、重光宏之は、重光武雄氏の任意後見人として、任意後見契約の定めに従って、重光武雄氏を法的に代理することになります。なお、任意後見の場合、成年後見や限定後見等とは異なり、被後見人の行為能力が制限されません。したがって、重光武雄氏は、今後も引き続き自分の意思に基づき

独自に自分の事務を処理することもできます。

重光宏之は、任意後見人の地位に就いた後においても、これまでと変わらず、重光武雄氏に関連するすべての事務を重光武雄氏的意思を受けて処理していく予定です。

以上